

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

「子どもの今と未来を支える基金」

新型コロナ対策緊急支援助成プログラム

募集要項(第一次)

申請受付期間：2020年6月8日（月）～6月17日（水）必着



※本助成プログラムは、新型コロナウイルスによって影響を受けた子ども・若者やその保護者など、困難な状況にいる方々への支援活動を行う千葉県内の非営利団体を対象とした緊急助成プログラムです。

はじめに

本基金は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策の影響や経済活動の停滞に伴い、孤立や不安、ストレスなど困難な状況下にいる子ども、若者やその保護者への支援活動を支えるために、「子どもの居場所緊急支援・子どもの今と未来を支える基金」を通じて多数の個人・企業等の寄付者のご支援により実施するものです。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策の影響や経済活動の停滞等の影響は、子どもやひとり親家庭、生活困窮家庭など多くの家庭に及んでいます。子どもたちの運動不足、コミュニケーション不足、学習機会の不足等による健康面での不安やストレス、教育や機会の格差拡大、社会的孤立、また家庭内のストレスによる虐待の増加などが危惧されています。

本助成プログラムでは、こうした困難な状況下の子ども、若者やその保護者に対するケアが継続・拡充されるよう、千葉県内の非営利団体に対して緊急助成を行います。

1. 対象となる事業

千葉県内において困難を抱える子ども、若者やその保護者を対象に実施している活動の中で、新型コロナウイルスの影響によって生じた課題への対応として必要となる支援事業

- 助成対象事業期間：2020年3月1日～10月30日

<対象事業の例>

- ・ 子どもたちのための安心安全な居場所づくり
- ・ オンラインプログラムの開催準備と開催
- ・ オンラインによる学習支援のための環境整備と学習支援
- ・ 宅食や食材・物資提供を兼ねた見守り活動
- ・ 子どもたちのためのケア、アウトリーチ
- ・ 子育て中の保護者のためのケア、アウトリーチ
- ・ 虐待を防止するプログラムの実施
- ・ DV 被害者用のシェルターの拡充
- ・ オンライン相談のための環境整備と実施

<<対象とならない事業>>

- 営利を目的とする活動
- 個人的な活動や趣味的なサークル活動
- 学術的な発表のみに留まる研究・調査活動
- 本助成金を奨学金や支援金として充当すること
- 政治活動や宗教活動を目的とする活動
- 暴力団等と関係のある活動、その他法令、公序良俗等に違反する活動

2. 対象となる団体

下記のすべてに該当する団体が対象となります。

- (1) 非営利で公益的・社会的な活動を行なっている千葉県内に事務所を置く団体（法人格の有無は問わない）
- (2) 過去1年以上子どもと家族に対するケアに取り組んでいる活動実績のある団体（学習支援、

フリースクール、居場所、相談など）で新型コロナウイルス感染症による影響に対応して事業を継続、拡充しようとする団体

(3) 公益コミュニティサイト「CANPAN」(<https://fields.canpan.info/>)に団体登録し、情報開示レベル★3つ以上を取得している団体（※登録済みの団体は最新情報に更新のこと）

(4) 以下のいずれにも該当しない団体

- ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・反社会勢力と関係のある団体

3. 助成金額

1件あたり上限50万円（申請額は万円単位、端数切り捨て）

支援団体数：4団体程度

4. 対象となる経費

申請する事業活動に伴う事業費、人件費、事業実施に関わるその他の経費（オンライン対応のための経費、物品・食材等購入費、印刷費、通信費、交通費・燃料費、会場費等）

※他の助成事業との組み合わせは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。

5. 選考について

● 選考方法

- ・書類審査による審査（内容によりヒアリングを行う場合があります）
- ・当財団が設置する助成等選考委員会で審査・選考します。
- ・選考の結果、助成金額を申請額よりも減額することがあります。

● 選考基準

- (1) 新型コロナウイルスの影響で生じた課題であり対象者は明確か
- (2) 事業の緊急性、必要性が高いか
- (3) 困難な状況下にいる子ども、若者やその保護者に支援が届く事業内容であるか
- (4) 事業計画の実現可能性
- (5) 組織全体は適切に運営されているか

6. 申請手続きについて

● 申請受付期間 2020年6月8日（月）～6月17日（水）必着

● 申請書類 所定の「助成事業申請書」を当財団のウェブサイトからダウンロードしてください。

ダウンロード URL <https://chibanowafund.org>

※申請に際しては、CANPAN 団体情報を最新情報に更新し、定款（規則）、役員名簿、直近年度の事業報告書・決算書類を CANPAN 上にアップロードしてください（必須）

● 申請方法

「助成事業申請書」を 6月17日（水）必着で、電子メール添付でご送付ください。

- ・ 申請書は Word 文書のままで提出してください。
- ・ 件名に「子ども基金申請（団体名）」と明記してください。

- ・ 郵送での提出は受付対象外となります。必ず電子メールで提出してください。

● 申請先・お問い合わせ

申請に関してのお問い合わせは、原則メールのみの受付となります。件名に「子ども基金質問（団体名）」と明記し下記までお送りください。

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金「子どもの今と未来を支える基金」（担当：志村）

E-mail : info@chibanowafund.org

7. スケジュール

2020年6月8日（月）～6月17日（水）	申請受付
6月22日（月）～6月25日（木）	審査・選考
6月26日（金）	採択結果通知
7月上旬	助成金振り込み

8. 採択後の手続きについて

● 採択団体が実施すること

- ・ 活動実施の積極的な情報発信（ホームページ、ブログ、facebook等）をお願いします。
- ・ 助成開始後、当財団より、必要に応じて現場訪問や電話等でのヒアリング・モニタリングをさせていただきますことがありますので、ご協力ください。
- ・ 事業終了後1か月以内に事業報告書（決算書含む）を提出してください。
- ・ 助成金で作成するチラシなどの印刷物やメールでの参加者募集などに「(公財) ちばのWA地域づくり基金『子どもの今と未来を支える基金』」から助成を受けて実施している旨を記載してください。

● 助成金の支払い方法について

助成決定後、採択団体と当財団は「覚書」を取り交わし、所定の手続き完了後に助成金を振り込みます。

9. 重要な注意事項（必ずお読みください）

- ・ 助成対象団体情報を公開します。
※公開情報 団体名、代表者氏名、所在地、事業内容、助成金額
- ・ 助成事業申請書にご記載いただいた個人情報、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。
- ・ 提出いただいた書類・資料等は返却できません。
- ・ 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。
- ・ 事業変更（中止）については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は全額返還していただきます。
- ・ 助成金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしてください。証拠書類は事業実施終了後3年間の保存が必要です。
- ・ 法令や条例、規則などに違反した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成金の返還を求めることとなります。